



社会保険 大竹事務所通信

2021年5月(Vol. 168)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

人材確保等支援助成金の「テレワークコース」創設

◆概要

人材確保等助成金においては、「人事評価改善等助成コース」や「働き方改革支援コース」、「設備改善等支援コース」等複数ありますが、令和2年度で廃止されているものがいくつかあります。そんな中、4月1日に「テレワークコース」が創設されました。

このコースは、良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が助成対象となります。

◆助成対象となる取組み

1. 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
2. 外部専門家によるコンサルティング
3. テレワーク用通信機器の導入・運用
4. 労務管理担当者に対する研修
5. 労働者に対する研修

◆主な内容

① 機器等導入助成

- ・計画認定日以降、テレワーク勤務に関する制度として対象者の範囲や留意事項に関する内容、労働時間や人事評価、費用負担等の取扱いに関することを規定した労働協約または就業規則を整備すること。
- ・計画認定日から起算して7か月以内に、テレワークを可能とする取組みを1つ以上行うこと
- ・評価期間において対象者がテレワークを行い、その実績が下記のいずれかを満たす場合
 - 実施対象者全員が1回以上のテレワークを実施
 - 実施対象者のテレワーク実施回数が週間平均1回以上 等

② 目標達成助成

- ・機器等導入助成の支給を受けていること
- ・評価時離職率が30%以下であること
- ・評価期間（目標達成助成）において、テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）から1年を経過した日における労働者数に、計画認定時点における労働者全体に占める対象者の割合を掛け合わせた人数以上であること 等

◆評価期間

① 機器等導入助成

計画認定日から起算して6か月以内の連続する3か月

② 目標達成助成

評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算して3か月間

◆支給額

① 機器等導入助成：支給対象経費の30%

② 目標達成助成：

- ・生産性要件を満たした場合：支給対象経費の35%
- ・生産性要件を満たしていない場合：支給対象経費の20%

*①②は以下のいずれか低いほうの金額が上限

- ・100万円または20万円×対象労働者

【厚生労働省 人材確保等支援助成金（テレワークコース）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000764588.pdf>

コロナ禍における就業者のキャリア観・仕事観

◆コロナ禍でキャリアを見直す人も

新型コロナの流行は雇用環境にも大きな影響を与え、それをきっかけに自身のキャリアを見直した人も少なくないようです。昨年春に株式会社ビズリーチが転職

サイト「ビズリーチ」の会員を対象に実施したアンケート調査によると、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、自身のキャリア観に変化があったとの回答が約6割に上っています。また、そのうち9割以上が「企業に依存せずに、自律的にキャリア形成する必要がある」と回答しており、就業者のキャリア意識はコロナ禍において変化していることが読み取れます。

◆職業生活が大きく変化した人ほどキャリア観に影響が

独立行政法人労働政策研究・研修機構が2019年11月と2020年11月に実施した「就業者のライフキャリア意識調査—仕事、学習、生活に対する意識」によると、「コロナ禍での職業観・キャリア観の変化及び職業生活の変化と職業やキャリアに問題を感じる程度は密接に関連していた。コロナ禍によって職業観・キャリア観や自らの職業生活が大きく変化したと回答した者ほど、コロナ禍前後における職業やキャリアに問題を感じる程度が大きくなった。」とされています。

コロナによって職業生活に大きな変化のあった人ほど、今後の問題を強く意識する環境にあるといえます。

◆企業も労働者のキャリア形成への意識が必要に

日本は企業の能力開発費（O f f - J T費用）が欧米の国に比べて大分低いといわれます。働く側も自身のキャリアを意識する人がまだ少ないともいえますが、経済のグローバル化、IT化、働く人の価値観の多様化、また、今回のコロナ禍における就業環境の変化の中で、労働者の意識も変化し、個人のキャリア形成に対する取組みは今後ますます求められていくでしょう。

企業としても、従来のやり方にとらわれない形で、労働者のキャリア形成にも意識した人材育成制度の充実等が望まれるところです。

大学生の就職内定率が10年ぶりに悪化

◆2月時点の就職内定率は？

厚生労働省と文部科学省は、2月1日現在の「令和2年度大学等卒業予定者の就職内定状況」を公表し、大学生の就職内定率は89.5%（前年同期比2.8ポイント減）でした。昨年の同時期の就職内定率は過去最高

の92.3%でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大影響で5年ぶりに9割を切りました。また、2011年以来10年ぶりに前年同期比を下回りました。

なお、同調査の昨年10月1日時点の就職内定率は69.8%（同7.0ポイント減）、昨年12月1日時点では82.2%（同4.9ポイント減）でしたので、減少幅は縮まったこととなります。

◆学部別、地域別では？

大学生の就職内定率は、学部別では、文系が88.9%（同3.3ポイント減）、理系が92.1%（同0.9ポイント減）でした。地域別では、9割を超えたのは北海道・東北地区の90.9%（同1.7ポイント減）と、関東地区の90.8%（同3.2ポイント減）でした。また、前年同期比より増加したのは、中国・四国地区で87.7%（同0.6ポイント増）でした。

◆高校生の内定率は？

なお、文部科学省の調査結果によると、1月末時点の令和2年度高校卒業予定者の就職内定率は過去最高の93.4%（前年同比1.4ポイント増）でした。しかし、就職希望者数が前年よりも11.3%減少していることから、現在の経済状況を鑑みて進学に切り替えた生徒が増えたことが考えられます。そのため、同省は「決して就職状況がよくなっているわけではない」と分析しています。

◆今後もコロナの影響を懸念

昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、企業説明会の中止やオンライン面接への移行等で採用活動に混乱が生じました。また、業種によっては採用の抑制や中止をする企業が相次ぎました。

すでに来春卒業予定の新卒就職活動は始まっていますが、コロナ禍での変化に対応した採用活動を行うことがより良い人材の獲得につながると考えられます。

【厚生労働省「令和2年度大学等卒業予定者の就職内定状況（2月1日現在）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11804000/000752873.pdf>

【文部科学省「令和3年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況（令和3年1月末現在）に関する調査」について】

https://www.mext.go.jp/content/20210319-mext_jidou01-000013365_2.pdf

職場における新型コロナウイルス集団感染事例にみる感染予防対策

◆職場における集団感染はどこで発生している？

厚生労働省がまとめた「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例」では、次の4つの事例が紹介されています。

- ・事業場（執務室）
- ・事業場（休憩スペースや社員食堂等）
- ・事業場外（外勤時や移動時）
- ・事業場外（勤務時間外等）

◆執務スペース以外の感染対策

多くの労働者が同時に休憩を取ったり更衣室の消毒が不十分であったり、食堂の飛まつ対策が不十分であったりしたために集団感染が発生しています。

対策としては、休憩時間等を分散したりスペースの消毒を定期的を実施したり、入退室後の手洗い・手指消毒を徹底したりするなどがあります。また、食堂における感染防止対策としては、座席数を減らす、座る位置を制限する、会話をしない、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる、などがあります。

◆外勤時や移動時の感染対策

研修など宿泊を伴う業務において、集団活動や生活する場で密集していたことが原因で集団感染が発生したり、複数の労働者が車両で移動し、同乗した複数の労働者に感染が見つかったりしています。

対策としては、3密回避やマスクの着用、手洗い・手指消毒といった基本的な対策に加えて、日常生活用品の複数人での共用は避けるなどがあります。また、車両での移動についても、人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うなどがあります。

◆勤務時間外等の感染対策

政府は4人以上の会食を行わないよう呼びかけていますが、就業時間後の飲み会などでの集団感染が発生しています。改めて一人ひとりが感染予防の行動をとるよう全員に周知することが求められます。

5月の税務と労務の手続〔提出先・納付先〕

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
〔公共職業安定所〕

17日

- 特別農業所得者の承認申請〔税務署〕

31日

- 軽自動車税（種別割）納付〔市区町村〕
- 自動車税（種別割）の納付〔都道府県〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
〔公共職業安定所〕
- 確定申告税額の延納届出額の納付〔税務署〕

編集後記

緊急事態宣言が延長されました。2年連続で自粛を求められたゴールデンウィークでしたが、皆様逆にお疲れではないですか？変異ウイルスの急拡大や医療ひっ迫等、毎日暗いニュースばかりですが、来年こそはお花見や新緑を楽しめる春であって欲しいなと思います。

この第4波においては、高齢者だけでなく若年層でも重症化するリスクが高いそうです。引き続き油断せず感染予防対策をお願い致します。

今月も最後までお読みいただき有り難うございました。(R.0)